

第 50 回横須賀市社会福祉審議会 全体会

次 第

日 時：令和 8 年（2026 年） 1 月 29 日（木）
13 時 15 分から

会 場：消防庁舎 4 階 災害対策本部室

開 会

- 1 定足数報告
- 2 新委員紹介
- 3 諮問書手交
- 4 副市長あいさつ
- 5 各計画の諮問の概要について
 - (1) よこすか障害者計画（第 8 期横須賀市障害福祉計画及び第 4 期横須賀市障害児福祉計画を含む）
 - (2) 横須賀高齢者保健福祉計画（第 10 期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を含む）

閉 会（各分科会場へ移動）

【 資 料 】

席次表

横須賀市社会福祉審議会委員名簿

諮問書（写） ※当日、机上配付します。

- 資料 1 よこすか障害者計画（第 8 期横須賀市障害福祉計画及び第 4 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の策定に係る諮問の概要
- 資料 2 横須賀市高齢者保健福祉計画（第 10 期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を含む）の策定に係る諮問の概要

全体会終了後、各会場に分かれて分科会を行います。

- | | | | |
|---------------|------------|----------|-----------|
| ・ 民生委員審査専門分科会 | 14 時 00 分～ | 分館 2 階 | 福祉こども部会議室 |
| ・ 福祉専門分科会 | 14 時 00 分～ | 消防庁舎 3 階 | 消防第 2 会議室 |
| ・ 障害福祉専門分科会 | 14 時 00 分～ | 消防庁舎 3 階 | 消防第 3 会議室 |
| ・ 高齢福祉専門分科会 | 14 時 00 分～ | 消防庁舎 4 階 | 災害対策本部室 |

第50回社会福祉審議会全体会 席次表

消防庁舎4階 災害対策本部室
令和8年1月29日(木)13:15～

福祉司会
福祉総務課長
福祉こども部長
平澤副市長
障害福祉課長
介護保険課長

市事務局職員

福祉総務課
総務担当主査

福祉総務課
企画係

障害福祉課

介護保険課

福祉総務課
総務担当

窓側

渡部委員	橋本委員	山本(潤)委員	
松尾(和)委員	玉川委員	松尾(健)委員	星名委員
二見委員	岩澤委員	山本(修)委員	半澤委員
檜山委員	今津委員	山邊委員	原委員
竹内委員	井上委員	松岡委員	西村委員
工藤委員	磯崎委員	清水委員	豊島委員
君島委員	石田委員	金子委員	鈴木委員
上田委員	青木委員	海原委員	荒木委員

モニター類(使用しません)

出入口

廊下側

傍聴席

出入口

--	--

委員長

委員長職務代理者

横須賀市社会福祉審議会 委員名簿

令和7年12月2日
敬称略、分科会別50音順

No.	分科会名	区分	委員名	役職等
1	民生委員審査専門分科会	学 識	上田 滋	横須賀市連合町内会 副会長
2	民生委員審査専門分科会	学 識	* 君島 富美江	横須賀市民生委員児童委員協議会 会長
3	民生委員審査専門分科会	学 識	工藤 幸久	横須賀商工会議所 理事 兼 事務局長
4	民生委員審査専門分科会	学 識	竹内 英樹	社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 副会長
5	民生委員審査専門分科会	学 識	* 檜山 直春	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長
6	民生委員審査専門分科会	議 員	二見 英一	横須賀市議会 民生常任委員
1	福祉専門分科会	学 識	青木 勝	横須賀市連合町内会 副会長
2	福祉専門分科会	学 識	石田 恭子	横須賀市障害者施策検討連絡会
3	福祉専門分科会	学 識	磯崎 順子	公益社団法人横須賀市シルバー人材センター 副理事長
4	福祉専門分科会	学 識	井上 泉	横須賀市立小学校長会 (横須賀市立岩戸小学校 校長)
5	福祉専門分科会	学 識	* 今津 直記	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長
6	福祉専門分科会	学 識	岩澤 義雄	公募市民
7	福祉専門分科会	学 識	玉川 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授
8	福祉専門分科会	学 識	橋本 健司	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部 監査
9	福祉専門分科会	従事者	松尾 和浩	社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 副事務局長
10	福祉専門分科会	従事者	渡部 俊賢	横須賀市保育会 副会長 (和順こども園 園長)
1	障害福祉専門分科会	学 識	海原 泰江	横須賀市障害とくらしの支援協議会 会長
2	障害福祉専門分科会	学 識	金子 将大	公募市民
3	障害福祉専門分科会	学 識	清水 奈津子	横須賀市障害者施策検討連絡会 代表
4	障害福祉専門分科会	学 識	高宮 光	一般社団法人横須賀市医師会 会長
5	障害福祉専門分科会	学 識	松岡 太一	医療法人財団青山会 福井記念病院 リカバリー支援部 部長
6	障害福祉専門分科会	学 識	松谷 有希雄	一般財団法人日本公衆衛生協会 会長
7	障害福祉専門分科会	学 識	山邊 陽子	横須賀市療育相談センター 地域生活支援課長
8	障害福祉専門分科会	学 識	山本 修三	社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 障害者就業支援課 課長 (よこすか就労援助センター 施設長)
1	高齢福祉専門分科会	学 識	荒木 稔	一般社団法人横須賀市薬剤師会 会長
2	高齢福祉専門分科会	学 識	鈴木 栄一郎	公益社団法人横須賀市シルバー人材センター 常務理事 兼 事務局長
3	高齢福祉専門分科会	学 識	豊島 佳代子	公募市民
4	高齢福祉専門分科会	学 識	西村 淳	立正大学 教授
5	高齢福祉専門分科会	学 識	沼田 裕一	一般社団法人横須賀市医師会 副会長 (横須賀市立総合医療センター 管理者)
6	高齢福祉専門分科会	従事者	原 茂良	特別養護老人ホーム興寿苑 施設長
7	高齢福祉専門分科会	学 識	半澤 栄一	一般社団法人横須賀市歯科医師会 会長
8	高齢福祉専門分科会	学 識	星名 美幸	公募市民
9	高齢福祉専門分科会	従事者	松尾 健一	社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会 事務局次長 兼 地域福祉課長
10	高齢福祉専門分科会	学 識	山本 潤	神奈川県看護協会 横須賀支部 理事 (神奈川歯科大学附属病院 総看護師長)

*…第49回社会福祉審議会全体会（令和7年7月29日）以降に委嘱された委員



横福総第 108 号

令和 8 年（2026 年）1 月 29 日

横須賀市社会福祉審議会

委員長 松谷 有希雄 様

横須賀市長 上地 克明



よこすか障害者計画（第 8 期横須賀市障害福祉計画及び
第 4 期横須賀市障害児福祉計画を含む）及び
横須賀市高齢者保健福祉計画（第 10 期介護保険事業計画及び
認知症施策推進計画を含む）の策定について（諮問）

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、よこす
か障害者計画（第 8 期横須賀市障害福祉計画及び第 4 期横須賀市障害児福祉計
画を含む）及び横須賀市高齢者保健福祉計画（第 10 期介護保険事業計画及び認
知症施策推進計画を含む）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

よこすか障害者計画（第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画を含む）の策定に係る諮問の概要

1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、また障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき以下の3つの計画を策定・公表することが義務付けられています。本市が策定した現計画は、令和8年度末で計画期間が終了するため、あらためてこれら3つの計画を一体的に策定します。

- ① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）
⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める
- ② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）
⇒ 主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定める
- ③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）
⇒ 主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定める

2 計画の期間

新計画の計画期間は、次のとおりとします。

- ① 市町村障害者計画 … 6年間（令和9年度～14年度）
- ② 市町村障害福祉計画 … 3年間（令和9年度～11年度）
- ③ 市町村障害児福祉計画… 3年間（令和9年度～11年度）

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
今回 策定	よこすか障害者計画（第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画を含む）					
	①市町村障害者計画（基本理念と施策の方向性）					
	②市町村障害福祉計画 成果目標とサービス見込量			＜令和11年度策定予定＞ 市町村障害福祉計画		
	③市町村障害児福祉計画 成果目標とサービス見込量			市町村障害児福祉計画 (成果目標とサービス見込量)		

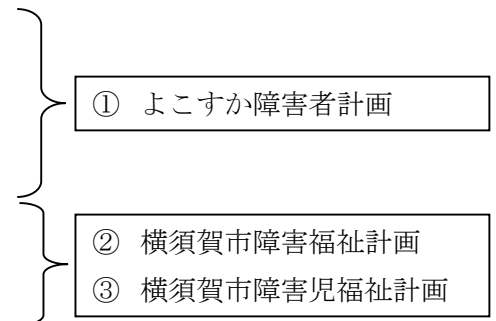
3 計画の策定方法及び策定スケジュール（案）

新計画は、障害福祉専門分科会のもとに「障害福祉計画等検討部会」を設置し、この部会で計画内容の具体的検討作業を行っていただく予定です。

	令和7年度			令和8年度												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
社会福祉審議会 諮問・答申等	諮問									○					答申	
計画等検討部会の設置協議	○															
国の基本指針公表（予定）			○													
障害者計画等検討部会					1回		2回	3回	4回	5回		6回	7回			
中間報告										○						
最終答申														○		
パブリックコメント											○					
議会報告・市民公表																○

4 新計画の構成（案）

- ・ 計画策定にあたって（計画の概要）
- ・ 障害者を取りまく現状（参考となる統計的数値）
- ・ 計画の基本理念、施策の体系
- ・ 障害児や障害者に関する施策の展開
- ・ 成果目標
- ・ 障害福祉サービス等の見込量
- ・ 計画の推進体制等



(参考) 計画の法令上の位置づけ

障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

横須賀市高齢者保健福祉計画（第10期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画を含む）の策定に係る諮問の概要

1 計画策定の趣旨

市町村は、市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項）及市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項）を、一体のものとして定めることとされています。また、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」において市町村認知症施策推進計画（認知症基本法第13条第1項）の策定が努力義務とされたことから新たに計画に盛り込みます。

高齢者が生きがいをもって暮らし、介護を必要とする状態となることを予防し、また、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、「いくつになっても誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するため、計画を策定します。

2 計画の期間

新計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間

計 画 の 期 間

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第8期計画期間								
			第9期計画期間					
						第10期計画期間		

3 策定スケジュール（案）

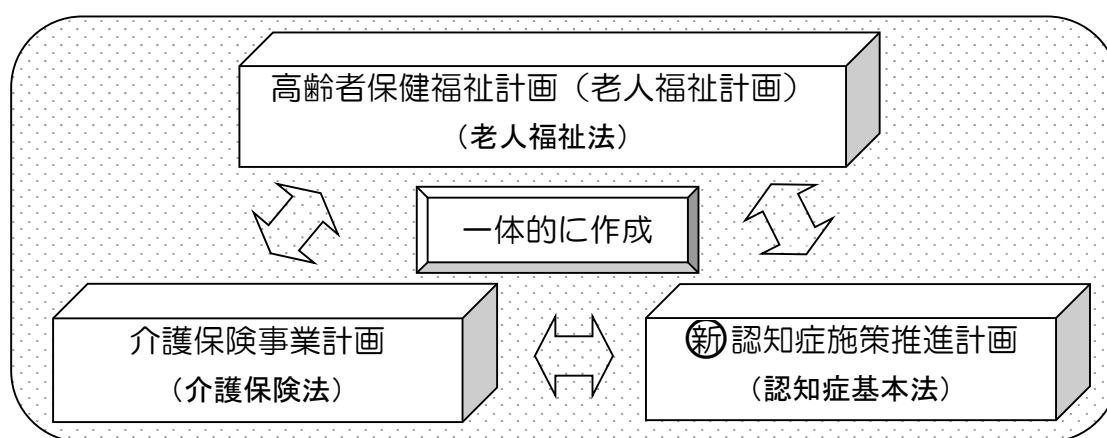
年度・月 区分	令和7年度						令和8年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 社会福祉審議会 諮問・答申等				諮 問									○				答 申	
2 アンケート調査の実施																		
【市民対象の調査】																		
在宅介護実態調査			○															
介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査		○																
高齢者の生活状況調査		○																
【介護事業所対象の調査】																		
介護人材実態調査		○																
在宅生活改善調査																		
居所変更実態調査																		
3 アンケート結果の公表							○											
4 高齢福祉専門分科会				●				●	●	●	●	●	●		●	●		
中間報告												●						
最終答申																●		
5 パブリックコメント														○				
6 議会報告・市民公表																		○

4 高齢福祉専門分科会での検討項目

- (1) 計画の基本理念
- (2) 高齢者福祉のための施策の評価・課題分析
- (3) 介護保険事業の現状の評価・課題分析
- (4) 地域包括ケア（介護、医療、予防、住まい、生活支援）推進の内容
- (5) 要介護認定者数等及びサービス見込量の推計
- (6) 地域支援事業（介護予防事業等）及び認知症施策推進計画の内容
- (7) 特別給付の内容
- (8) 施設整備の計画

(参 考) 計画の法令上の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。この2つの計画は、それぞれ法により「一体のものとして作成されなければならない」と規定されています。また、「認知症基本法」に基づく市町村認知症施策推進計画についても、「市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない」と法に規定されています。



(市町村老人福祉計画) **老人福祉法 第二十条の八第一項**

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(市町村介護保険事業計画) **介護保険法 第一百十七条第一項**

市町村は、基本指針（※）に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。 ※ 介護保険法第一百十六条第一項に規定する指針

(市町村認知症施策推進計画) **認知症基本法 第十三条第一項**

市町村は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。